

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分及び平成〇年〇月〇日付けでした同法による傷病補償年金の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に入社し、平成〇年〇月〇日からB所在の同社C支店（以下「事業場」という。）の課長として、リース用仮設資材の調達、配送等の業務に従事していた。

資材の調達が困難な状況に陥ったことから、請求人は、その対応に追われ恒常的な時間外労働を行っていたところ、同年〇月〇日自殺企図により意識のない状態で発見され、E病院に搬送されて「一酸化炭素中毒、遷延性意識障害」等と診断され療養を開始した。

請求人は、自殺未遂に至った原因は業務上の心理的負荷により発病した精神障害にあるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものであるとして、給付基礎日額を〇円として休業補償給付を支給する旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

請求人は、前回処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求を行ったところ、審査官は、同処分を取り消す旨の決定をしたため、監督署長は、平成〇年〇月〇日付けで改めて給付基礎日額を〇円と算定して、休業補償給付を支給する旨の処分をするとともに、平成〇年〇月〇日付けで給付基礎日額を〇円とする傷病補償年金を支給する旨の処分

(これら二つの処分を併せて、以下「今回処分」という。)をした。

請求人は、今回処分の給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、休業補償給付及び傷病補償年金の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算定した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) まず、休憩時間について、請求人らは、請求人が1時間の休憩時間を取れていたとする監督署長の判断は、非現実的である旨主張している。
- (2) この点については、各日ごとに実際に取得した休憩時間を推計する客観的な資料が確認されていない以上、請求人が1時間の休憩をとれなかった日があった可能性は否定できないものの、当審査会としては、事業場における他の労働者の申述をもとに請求人の日々の業務内容を斟酌すると、休憩時間は一律に1時間であるとした監督署長の判断は、妥当なものであると判断する。
- (3) 次に、固定残業代制度について、請求人らは、事業場が請求人の労働時間の管理を怠っていたこと等を理由に、固定残業とされる部分を含む基本給全体を基礎とした算定がなされるべきである旨主張しているが、この点について検討すると、以下のとおりである。
- (4) 固定残業代制度については、就業規則において、基本給に定額の時間外労働手当を含むと規定され、また、労働契約書においても時間外労働時間数45時間分とその相当額として〇円を含むと明記されている。さらに賃金台帳におい

ても時間外労働時間数45時間を超える分の支給欄が設けられ、実際に同時間数を超える時間外労働が行われた月については、確実に相応する額の手当が支給されていることが認められる。

つまり、基本給のうち、時間外労働手当に当たる部分は就業規則上明確に区分され、また、労働契約上も合意がなされ、さらに、労働基準法所定の算定方法による額がその額を上回るときはその差額が支給されているものであり、当該支払方法は適法であると判断されるものである。したがって、請求人らの主張は認められない。

- 3 以上のおりであるので、請求人の給付基礎日額を〇円と算定して、休業補償給付及び傷病補償年金を支給した監督署長の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。